# 第 102 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

#### 1 開催日時

令和5年7月26日(水) 午前10時から午後4時まで

# 2 開催場所

盛岡市内丸 16番1号 岩手県水産会館 5階 大会議室

#### 3 出席者

【委員 12 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊藤 歩(会長)

伊藤絹子(リモート)

大 嶋 江利子(リモート)※途中出席

久保田 多余子(リモート)

齊 藤 貢 (リモート) ※途中出席

櫻 井 麗 賀(リモート)※途中一時退席

鈴 木 まほろ ※議事(1)のみ出席

永 幡 幸 司

平 井 勇 介(リモート)

前 田 琢

三 宅 論 (リモート)

### 【専門調査員1名 敬称略・五十音順】

髙 橋 雅 雄

#### 【事務局】

環境保全課総括課長 加藤 研史 環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 阿 部 茂 その他関係職員

### 【事業者】

株式会社グリーンパワーインベストメント 株式会社タカ・クリエイト SMC 株式会社

#### 4 議事

(冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 4 名・リモート 5 名の計 9 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。)

# (1) (仮称) 薮川地区風力発電事業 環境影響評価方法書について

### 「伊藤歩会長]

それでは、議事の(1)「(仮称) 薮川地区風力発電事業 環境影響評価方法書」の審議に入ります。 本事業は、イヌワシに対する重大な環境影響が懸念される事業ですので、事業者への質疑応答が終 了した後で、先ほども説明ありましたように、知事意見案形成のため、委員及び専門調査員のみで意 見交換を行いたいと思います。

このため、通常、事前質問は番号順に再確認しておりますけれども、今日は時間の都合上、質疑応答は委員ごとに挙手していただき、まとめて行いたいと思います。初めに、事務局から説明をお願いします。

#### 「事務局〕

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

### [伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。それでは審議の方に入りたいと思います。

まず、事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外のところで、改めて お気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。それから、事業者の方は発言する際に、 所属と御名前を述べてから、発言をお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、委員の皆様から再質問等ございましたらお願いいたします。

### [石川委員]

20番の質問に対する御回答です。「保安林の指定解除事務等マニュアル」のところで御回答をいただいています。「現在、関係機関と協議を行っています」というところと、その下に環境保全課さんからの質問に対する御回答で、「保安林の解除については相談を行っております」と書いてありますが、どういった機関とどのような相談をされているか教えてください。

(齊藤委員が出席されました。)

### 「事業者〕

グリーンパワーインベストメントの秦と申します。よろしくお願いします。保安林につきましては、 今現在は盛岡広域振興局の林務部の担当の方、岩手県の森林保全課さんの方にもお声がけさせていた だいております。具体的な審査はまだ先のこととなりますので、今はこのエリアでこういった事業計 画を持っているので、保安林について御相談したいという頭出しという状態でございます。

(大嶋委員が出席されました。)

#### [石川委員]

分かりました。環境保全課の回答に「第2級地があること」と書いてありますが、どこの地域が第

1とか、どこの地域が第2というようなところをある程度把握されているのか教えてください。

#### 「事業者]

ざっくりとは把握しておりますが、まだ実際にどこまで絞っていくかということの検討が重要でありますので、その中で例えば割合がどのくらいか、この場所というところまでは検討をしっかりできていないところでございます。

### [石川委員]

第1級地は基本的には改変できないようになっているはずなので、その割合をしっかり把握していないとこれを出しても意味がないかなと思いまして、そういうところは早めに把握されるようにした方が良いのかなと思います。

# [伊藤歩会長]

事業者さんから何かありますか。

### [事業者]

御指摘ありがとうございます。こちらの要件のほうから、この辺りは第1級地というところはざっくりとは把握してございますので、可能な限りそこを避けていく、後は、避けたところでどういった対応ができるか、これからしっかり中身を見ていきたいと思います。

# [伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。

#### [永幡委員]

永幡です。資料No.1-4の33ページ質問9番に書いていることですが、大まかにはこれで良いのかなという気がしますが、この関連で二つ聞きたいことがありまして、一つは音の感じ方に個人差があると考えているから何ですかということです。

もう一つは、合意形成を図るということ自体はとても大事なことですが、風車が建つ前に、どういう形で地元の方にどれくらい被害が及ぶかということを伝えるのか、その辺のお考えをお知らせください。

#### 「コンサル】

ありがとうございます。環境アセスメントを担当しております日本工営の菅林と申します。まず1点目の、人の感じ方に違いがあるからどのようなことを我々として考えているかという御指摘ですが、まずは、オーソライズされた形で何デシベルあればどう感じるというのは、先生御指摘のとおり決まっていないというか、まさにそういったことを研究されていることかなと思われますので、まずはそういった文献ですとか最新の情報を収集して、そこでどんなことが言われているかということをしっかり今後の検討に反映していきたいというのが一つでございます。

最終的にそれをどのような形で伝えるかということは、これはまだ現段階で明確にこのような形で

伝えるということは検討していませんが、そういった結果を踏まえて、地元に住まいの方が納得できるような、分かりやすい説明を心がけたいと思います。

#### [事業者]

補足します。グリーンパワーインベストメントの林でございます。地元への説明というところで、弊社の先行案件に住田遠野がありますので、必要に応じて住民の方をお連れして、実際に見ていただくのも一つかと考えております。

### [永幡委員]

現地に行ってみるということは、もちろん一番良い手だと思いますので、可能であればやっていただければ良いと思いますし、いろいろ文献を見ている限り、結局夜の睡眠妨害が一番大きな問題ですよね。なので、昼間行ってもあまり本当のことは分からなくて、夜どうかということが一番大きな論点となる可能性が高いので、まずそれが一番問題なのだということを十分伝えた上で、必要に応じて、きちんとその夜の時間がどうなのかが分かるような、そこを配慮していただけると良いかなと思いました。

あと、もう一つ良いですか。

# [伊藤歩会長]

どうぞ。

### [永幡委員]

今度は騒音ではなくて、人と自然との触れ合いの活動の場のところですけれども、細かい話になりますが、「2 km 以上の離隔を確保しました」ということで、2 km 取ったら十分であるかのような何か知見があるように読めてしまう文章になっているので、何かを参考にして、だから2 km で大丈夫なのだというものがありましたら、そこを明確にして欲しいですし、そうでないのならば、2 km 以上離れていることは、何らかの形で書くことは良いのですが、ぜひ誤解のないような表現に変えていただけたらと思います。いかがでしょうか。

#### 「コンサル】

日本工営の菅林です。御指摘ありがとうございます。2kmの件につきましては、先ほどの回答も含みますが、人がどのように感じるか分からないところがありますので、これで大丈夫という数字で挙げているものではありません。ただ、我々として最大限配慮させていただいたということをお示しするためにこういった書き方をしたもので、表現については検討していきたいと思います。

#### [事業者]

グリーンパワーインベストメントの持木と申します。今の答えと重複する部分はございますが、2 km で十分であると認識しておりませんので、引き続きどのような配慮ができるかということについては、検討してまいりたいと思います。これから調査に入って、具体的な数値を把握してまいりますので、指摘を踏まえて対策を考えてまいりたいと考えています。

#### 「永幡委員]

このような回答をいただけたら結構です。

### 「伊藤歩会長]

他に何かありませんか。

# [前田委員]

3番と16番ですが、関連しますのでまとめて話したいと思います。今回の意見、質問で前回の配慮書の時の指摘を踏まえて、今回事業区域の絞り込みを行ったという記述が非常にありまして、前回の議論を見てみましても、イヌワシに関して、事業区域を絞り込むと良いですという話を全くしておりませんので、絞り込んでも無効ですとお話しているのですけれども、どうもそれを誤解してとられたようです。

改めて言っておきたいのですけれども、この地域がイヌワシの生息地となっていますので、どこに 絞り込んで作っても影響は避けられません。そこのところははっきりと認識していただきたいと思い ます。

それから、絞り込むというのは広めに区域をとって、だんだん計画とともに絞り込んでいくのは通常の計画を進めていくプロセスの一環でして、これはイヌワシに配慮したものでは全くないです。それを指摘に基づいて絞り込みを行って影響を低減させたというような論調、これは非常に誤りです。イヌワシがいてもいなくても絞り込みはするものですから、そこは間違いのないようお願いします。それから、配慮書の時でも言ったかと思いますが、そもそも絞り込んでいくという方法は複数案を検討するというプロセスの一種として捉えることができるとされていて、ほとんどの事業でこの方式が用いられています。ただ、今回は複数案を検討しなければいけないですけれども、この絞り込みでも良い場合は良いですけれども、絞り込みに適していないそういう問題があるところは、当然複数案を検討しなければならない。目的によるわけですね。イヌワシがこのように広く生息している場所での地域とか、当然絞り込んでも無効ですから複数案で検討する。それが必須であったということを、この事業ではそれを行わずに絞り込みで対応しようとした。そもそも最初の段階から手続が間違っているという大きな問題があります。この問題を解決しない限りイヌワシの影響は解決しませんので、最初の事業を始める段階に戻って検討されたい。これが必須であると思います。以上の点を再度しっかりと認識していただければと思います。

# [伊藤歩会長]

事業者から何かありますか。

### [事業者]

グリーンパワーインベストメントの持木です。大変厳しい御指摘を頂戴したかと思います。

まず最初に御指摘いただいたところで、影響がないことはないということについては同じように認識しております。こういった事業である以上何らかの影響が出るものであり、影響がなくなることはないと認識しています。その影響をどのように低減していくか又は回避できるかということをしっか

りと検討してまいりたいと考えてございます。

今、前田委員から複数案という御指摘を頂戴しましたが、現行の制度の中でできる検討というところの中で、今回追加資料で出させていただきましたとおり、弊社の中で御意見、御指摘を踏まえまして、可能な限り対応はさせていただいたつもりであります。イヌワシに関して完全に影響を回避することは困難だとは認識しておりますので、まずは現状をしっかり把握してどのような影響が見込まれるのか、そういったことを把握した上で、どういった対応ができるか、今後調査の結果を踏まえ検討してまいりたいと考えています。

### [伊藤歩会長]

前田委員よろしいでしょうか。

### [前田委員]

今、イヌワシへの影響は回避するのは困難と認識していると言われましたけれども、そういうふうに考えておられるのならば影響は仕方がないということだと思います。そのような認識を持っておられるのであれば事業やめていただきたいと思います。イヌワシにそのような影響を及ぼしてまでこの場所で発電をしなければいけない理由が全く見えてきません。他のより安全な場所で発電をする案とイヌワシを迫害してこの場所で発電するという案、この二つを比べてどちらが良いかもう一度よく考えてください。

# [事業者]

グリーンパワーインベストメントの持木です。影響についてはゼロにすることができないという認識で、影響があるとお答えをしたつもりでございます。この点については補足をさせていただければと思います。現行の制度の中で、どこまで複数案を求めるのかということについては、私ども事業者で判断することには限界がございますので、現行の制度の中でどういった対応ができるかということを考えてまいりたいと考えてございます。現行の制度の中でできる対応というのはしっかり進めてまいりたいと考えてございます。

その上で、イヌワシに対する影響につきましてもしっかりと状況を把握した上で、どのような対策ができるか、今回の配慮書から方法書へ進む中で鳥獣保護区を外すなどそういった取り組みはさせていただいてございます。当然と言われれば当然かもしれませんが、そういったところから一歩ずつではございますが、配慮を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

#### [伊藤歩会長]

はい、いかがでしょうか。

#### 「前田委員]

現行の制度の中でとは言われていますけど、複数案をたてて環境影響評価の手続をしている例というのは当然たくさんあります。それを見ればすぐ分かりますので、このように検討するほどのものでもありませんので、すぐにでも実施してください。お願いします。

### 「伊藤歩会長]

意見等をお願いしたいと思います。他にありますか。

私の方から、同じような件になるかもしれないのですが、先ほど保安林が出ましたけども、私の方は 19 番で事前質問させていただいておりまして、再質問をさせていただいております。いろいろな重要な場所がここには複数あって、保安林に関しても、私としては重要な場所ではないかと思っております。それに対する影響を低減するとかそういったことの前に、やはりどうしてこの場所でなければいけなかったのか。先ほどの前田委員の御発言と同じような形で、やはり複数案できちんと検討しなければいけなかったのではないかと思うのですが、ここにした理由をきちんと説明していただきたいと思います。いかがでしょうか。

# 「事業者〕

まず最初に、こういったところは前回配慮書のところで予定されておりますが、風力発電の適地であるところから私どもはそこでできるかどうかということを検討しております。その上で実際に地元の方々の御意見を伺いながら、実際に地元で受け入れていただけるかということを確認した上で、その場所で事業をするか否かを考えておりまして、今回につきましても同様の手順を踏んだ上で、この場所で風力発電所を設置できないかという形を考えているところでございます。

### 「伊藤歩会長]

それは何地点くらい最初に検討されたのですか。

### [事業者]

地点というよりは、風況マップがございますので、そのマップの中から適地を探しております。実際に風車が設置可能そうな地形であるかどうか、そういった概略を把握した上で、地元でという形で行っていまして、何地点というよりは立地可能な場所を幅広く探しております。その中から絞り込んできてこの地域でどうなのか、地元の意向はどうなのかを把握して検討しているところでございます。

# [伊藤歩会長]

風況に適した場所というのは大体どれくらいの区域でどういう範囲だったのかというのは分からないのですけども、その場所とか候補となり得るところがどのくらいあって、そして、ここになった理由のプロセスがあまりはっきりしていないと思いますが、その辺りを説明してください。

#### 「事業者]

グリーンパワーインベストメントの秦でございます。どの範囲かということで言えば、一番ざっくりはまず県単位で風況マップを重ねて、その中で風況のよいところというのを抽出いたします。もう既に5、6年前の検討の話になってしまいますが、岩手県内の適地の検討に着手した際は、ざっくりと10ヶ所の風況の良いところを抽出しました。それぞれの細かいことは先の検討になるのですが、大体その地域の特性、山なのか海なのかというところから、いろんなセンシティのマップを重ねたりとか、その地域にどういった住民の方々がいらっしゃるのか、どのぐらい住民がいらっしゃるのかと

いうことを含めて絞り込みを行う過程で、特に岩手県の検討に関しては、猛禽類の先生にも御意見を伺って、今より5、6年前の話なので、現在の考えとはもしかしたら違う御意見をその当時は頂戴していた可能性はありますけれども、ここは危ない、ここは絶対だめ、ここはまだ可能性があるのではないか、まだ実際調査がそんなに入っている場所ではないということをお伺いしながら半分ぐらい、5地点ぐらいまで絞り込んで、そこから更に現地の状況を取れる範囲で把握していって、今の薮川の地域に絞りこんだというところでございます。その中には、非常にざっくりとした植生の調査など今のアセスメントの手続でやるほどではないですけれども、文献等で公表されているデータで取れる範囲の調査なども行いながら、適地を絞り込んだということもございます。

### 「伊藤歩会長]

そうすると、候補が10か所ぐらいで、こういった環境の重要なところというのは後に置いといて、 地域の方にまずお聞きしてという、そういうプロセスという理解でよろしいですか。

### [事業者]

どちらが先というよりは同時並行でという感じですので、住民の皆さんの状況を優先していくとかそういうのではなく、ある程度並行して情報を取りながら検討したという感じですので、先に地域に入っていったというところまで想定したとまでは申し上げにくいのですけれども、その場所によって地域が先だったところもあれば、他の情報が先だったところもあって、一概には申し上げにくいところではございます。

# [伊藤歩会長]

あと、今の御説明のところで専門家の御意見を伺ったというお話がありましたけども、こちらにも 専門の方がいらっしゃると思うのですが、専門の方にお聞きしたのでしょうか。

イヌワシに関する専門家の方がいらっしゃるわけですが、その方にあらかじめ伺ったのかどうかを 教えていただけますか。

# 「事業者]

当時御意見を伺ったのは、他の専門家の先生です。

# [伊藤歩会長]

前田委員には伺っていないということでしょうか。

#### 「事業者〕

その当時は前田委員にはお話をお伺いしておりません。

#### 「伊藤歩会長]

複数の方にお伺いすればよかったとは思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

#### 「事業者]

もちろん複数の方に御意見をお伺いするというのが一番よい方法であるとは認識しているところではありますけれども、やはり他の専門家の先生のこれまでの御経験ですとか、積み重ねていらっしゃったものが非常に大きい、影響力としてもその当時も非常に大きいものをお持ちでしたので、まずは他の専門家の先生にお話を伺いしていくことを優先して行わせていただきました。

### 「伊藤歩会長]

他にありますでしょうか。前田委員いかがでしょうか。

### 「前田委員]

今の話に関しまして、最初 10 か所候補地があって絞り込んで 5 か所くらいあって、そこから薮川を選んだというプロセスが存在したわけですよね。それこそが配慮書でやるべき手続ではないでしょうか。そこを期待して配慮書という段階があるのではないかと思うので、そこを自分たちだけで行って、それで一つに決めてから出してくるからこういう大きな問題が起きてしまっているわけで、そのプロセスがはっきりあると今言われたので、もうこれはそれを出していただくしかないです。そこからやり直せますよね。そういう候補があったのですから。もう一度それをしっかりと配慮書として出して、どこが適切かということを議論して決めていく。これが最善です。それが期待されているのが環境影響評価の手続ですので、まさにそれができるということが分かりましたので、やっていただきたいと思います。

それから他の専門家の先生にお聞きになったそうですけれども、こちらと同じ情報に基づいて先生がアドバイスされていますから、薮川地区が問題ないと言われるわけがないので、何を言われたかは分かりませんが、聞いたけれど参考にしないで選ばれたということだと思います。

# 「伊藤歩会長]

事業者様はよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。リモートで参加されている方はいかがで しょうか。

# [永幡委員]

今日の資料No.1-3、地元の方の意見のところで一点気になるところがあったので、教えていただきたいのですけれども、19ページの14番、鳥への低周波を含む騒音の影響がどうなっているかという話で、「目安となる数値等がない状況であると認識しており、引き続き、情報収集に努めてまいります」という答えですが、結局、情報が出てこなかったらどうするのでしょうか。全くそのような事例はないものとして無視してしまうのですか。要するに人間が相手だと、うるさいとはっきり言ってくれるので、何が問題になっているかははっきりするとは思うのですけれども、残念ながら鳥はそんなに素直に訴えてくれるとは思えないので、何かこういう懸念がある人がいるのであれば、それに対してきちんと答える必要があるかと思います。もちろん何か研究ではっきりしてきて、これぐらいの値を下回れば大丈夫ですよということが分かった後であれば、それを上回っているか下回っているかということを示すことによって、大体の答えになるとは思うのですけれども、分からないときにこの答えでよいのか疑問が残るのですが、その点はどのように考えていますか。

### [コンサル]

御指摘ありがとうございます。日本工営の村山と申します。御指摘のように鳥もしくは動物に対する騒音の影響というのは、なかなか既知というのが進められていないのが実際だと思われます。一方で、現在風車が既に稼働しているところもあって、事後調査をしている例がありますので、そういう事例を収集して生息状況が変わったのかどうかというところを踏まえて予測に反映し、基礎資料としてできればと思います。

#### [永幡委員]

今の回答もあり得るのかなと思いますが、やはりそういうことをきちんと書くべきではないですか。 きちんと現状を見た上で何か問題があるようだったら知らせますよということを。やはり、そういう ところはきちんと書いていないと、少なくともこれは環境コミュニケーションの一環としてやってい るわけですよね。その意味が全くなされていないと思います。

# [伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

# [石川委員]

資料No.1-4 の 27 番のところで質問させていだだいた「2 方または3 方に風力発電が存在すること」について、住居への影響ということで質問したわけではなかったのですが、いろんな影響があると思いますので、どういうふうに評価されるのかということをお伺いしたいです。影響を合算して予測し評価するということですが、どういった影響があると考えていらっしゃるのか、どういうところを評価していくのかというところを教えてください。

#### [コンサル]

ありがとうございます。日本工営の菅林と申します。今こちらの回答は具体的に言いますと騒音 等々を想定して書かせていただきました。風車稼働の場合はそれぞれのところから騒音が発生します ので、それをそれぞれで予測して最終的にそれを合算するという形で今考えているところでございま す。

当然御指摘のとおり、騒音以外にも様々な影響が出てくると思いますので、こちらについてはそれ ぞれ風車単体で考えるのではなくて、サイト全体の影響というところで、予測をしていくつもりでご ざいます。例えば衝突確率で言いますと、それぞれの風車を予測してそれを合算してみていく、そう いったところを検討していくところになります。

#### [石川委員]

騒音以外の具体的な内容についてどういった項目があるのかお聞きしたかったのですが。それを検 討して伝えていただきたいなと思います。騒音については皆さん誰でもイメージできますので、それ 以外のところについての内容をお聞かせいただきたかったところです。

# 「コンサル】

ありがとうございます。項目の順番から言いますと、騒音は御指摘のとおりでございます。当然風車の関係も御指摘のとおりでございます。それから動植物につきましても、風車というよりも改変エリアを重ね合わせまして、サイト全体の影響をみる予定にしております。基本的には全項目について風車単体での影響を見るのではなく、サイト全体での影響を予測評価する。このように考えております。

## [伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。その他にいかがでしょうか。それでは非公開のところで、何かございますか。 リモートで参加されている委員の方は、よろしいでしょうか。

非公開のところもないということですので、今まで出していただいたところで、更に知事意見の形成についてこの後審議してまいりたいと思います。それでは事業者様は退席をお願いします。傍聴人の方も退席をお願いしたいと思います。事業者の方は御苦労様でした。

(事務局が事業者及び傍聴者を室外へ誘導しました。引き続き非公開部分の審議を行いました。)

### [伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。それではいろいろと意見を出していただいて、情報を共有させていただきました。その上で、事務局の方では知事意見の案を作成していただいて、その案についても委員の皆様に確認していただいて、最終的に決めるということで進めていただければと思います。

以上で議事の(1)の審議を終了いたします。大変お疲れ様でした。ここで1時間の昼食休憩に入ります。13時から審議を再開しますのでよろしくお願いいたします。

(鈴木委員、櫻井委員が退席されました。)

#### (2) 岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書について

# [伊藤歩会長]

それでは、議事の(2)「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の審議に入ります。初めに、 事務局から説明をお願いします。

# [事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

#### [伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。それでは、審議の方に入りたいと思います。

この案件につきましても、事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。事業者の方は、御発言する際には、所属・氏名を述べるようお願いします。それでは審議に入りたいと思いますが、いか

がでしょうか。

それでは、私から。鈴木まほろ委員が午後退席されておりまして、27番について伝言を頼まれておりました。資料No.2-4の27番の質問を見ていただきたいと思います。景観のところですが、この地域の近傍に「ひろのまきば天文台」というのがあるということで、星空の観察適地という特徴があるということで、夜間の天文台近傍からの眺望景観の変化をフォトモンタージュ法により予測して欲しいという質問が出ております。それに対して、事業者さん側からは、夜間照明についての予測及び評価手法が確立されていないので、評価の対象外としておりますが、その知見の収集に努めてまいりますということです。それと準備書において、日中のフォトモンタージュの結果をお示しいたしますという回答が来ております。それに対して、鈴木委員の方から追加ということで、やはりきちんとした評価手法が確立されていないのですけれども、そういう貴重な場所がありますので、評価をどのように行うかというところも含めて、ぜひ検討していただきたいという御意見がありました。それについて、事業者側から、どのような御意見をお持ちか、御回答いただければと思います。

#### [事業者]

事業者のタカ・クリエイトの代表取締役をやっております、髙島でございます。

御指導ありがとうございます。事業者としても何度も話し合っておりますので、特にまた詳細に検 討していただいております日本気象協会さんと一緒になって検討してまいりますので、日本気象協会 さんの方からも一言頂きたいと思います。

### [コンサル]

日本気象協会の成田と申します。よろしくお願いします。夜間の景観について、夜間照明につきましては、冒頭に出ましたように法律で決まっておりますから、付けるということは決まっております。その中で、この夜間照明として点滅するということになるのですが、このような状況で実際には空の暗さですとか、見るところによってはどのくらいの規模で夜間照明が見えるのか、その決定する部分もかなり検討する部分も多いというふうに認識しております。対応にしても、点滅ですので、ずっと点灯しているわけではないので、そういうようなものを評価するのは、実際どのような方法になるか、具体的なところを考えておりまして、できるところまで、評価の基準とかそういうのには少し足らないのかなと思うのですが、そういうものを今後検討させていただくというつもりでいます。

# [伊藤歩会長]

鈴木委員の方からは、これまでにないかとは思うのですけどもそれは新たに確立するような意気込みでやっていただきたいという御意見でしたので、ぜひ検討いただければと思います。よろしくお願いします。

その他にいかがでしょうか。

#### 「永幡委員]

13 番の騒音のところなのですけれども、「本事業実施により住民の方々への健康影響が発生し、科学的・医学的な因果関係があると明らかになった場合は、事業者として必要な対応を実施する」ということが書かれておりますが、科学的・医学的な因果関係があるというところまで待っていたら、お

そらく大変なことが起こるのではないかと思われます。それはもう水俣病をはじめとして、今まで公 害問題でずっと言われてきた問題です。そのような状況に対して、この回答はないのではないかと思 うのですが、いかがでしょうか。

#### 「コンサル】

日本気象協会の成田です。この文につきましては、客観的な立場から見て、そういうことが明確であるということであれば、事業者として対応していく必要があると考えられますが、それは今の状況では議論になっている状況ではないと思われます。それをもとにこういった回答をいたしました。

#### [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。ちょっと補足しますけども、まずその前に基本的に環境省、経産省の方から御指導されて、騒音の問題から距離をどれだけ取りなさいですとか、そういったことがあって、今の1.5 kmくらいのところでは、そういった事例があまりありません。しかし、騒音と低周波の調査をしっかりやって、それが本当に影響は出そうなのか、先ほどの最後に書いたところは、そういったことがあったとしても、誠意をもって相談に乗っているということでの記述です。基本的にはまず、そういった影響は出ないという計画を進めていきたいというふうに思います。

#### [永幡委員]

予防の考えであれば、例を挙げましたけれども、少なくとも1.5 km以内だと、2 km離れている人に対して有意な差が出る。だから影響の可能性があるわけですよね。健康影響の研究というのは極めて難しくて、数の問題とかもあるし、いろんな条件がそろわないとできないので、現状で、世界的に見ても十分な結果がない。それはもうWHOも環境省も認めているところです。十分に分からない時に、じゃあどれぐらい避けるのかという問題があり、少なくとも例えば予防計測ができるのだったら、これを見れば少なくとも2 km離れたら大丈夫でしょうというのは、科学的に多くの人が認めるところです。それより近いところはまだ分からないから気をつけろよという、点滅信号・黄色信号みたいですよね。その時に、それだけ離れてないものを作ることを提案するのであれば、科学的に十分に分かっていない状況で私たちは作るんですということはきちんとまず住民に対して明らかにする必要があると思われますし、その上で問題が出るかどうか分からない時に、どのような形の対処でどのようなことが起きたら事業者として対処するのかということは明らかになっていなければ、住民にとって不安が残ります。環境コミュニケーションの観点からいくのであれば、住民に不安がなく、それならどうぞ作ってくださいと思ってもらえるような、それだけの説得材料は提出する必要があるのではないでしょうか。

#### [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。この騒音、先ほど言いましたようにそれができますけども、今言われている、環境省が出している標準的な考え方に基づいて、それ以下であるということを確認して進めていきたいというふうに思っております。

#### [永幡委員]

環境省より少なくともWHO、欧州事務局の方が後に指針を出していて、彼らの方がよほど多くの値を使って判定しています。そうであるのならば、科学的な知見に従って、評価するという立場に立つのであれば、そちらの方まできちんと最低限見る必要があると思いますし、常にその時点で科学的と言われている知識の中で一番厳しいものを見た上で、それでも大丈夫ですという言い方をしないとまずいのではないでしょうか。

### [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。参考にさせていただいて、できるだけ最小限になるような形で、それから地元の方々に今後説明して、それで作っていただきたいという方々に対して、より御理解いただけるようにしたいと思います。

#### [伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。

(櫻井委員が出席されました。)

# [石川委員]

19番水環境について質問したいのですが、196ページ水質①については、合流部より上流部に設定可能な調査地点が存在するか検討を行うものとして御回答いただいているのですが、水質②については御回答がないようです。人為的な影響が入らないように住宅地より上流部を調査地点として設定していただけるか、御回答お願いします。

#### [コンサル]

日本気象協会の成田です。報告書 196ページ 4-1 の水質②の方が、洋野町大野の地区の民家があるところでして、御指摘いただいたとおり生活されている方がいらっしゃるところです。更に上流の方に道がありまして、この辺の林道と川が並行して走っていまして、採水に適する場所として橋があることを前提にして選んでいるのですが、実際に上流で橋が無くても採水できるものか、という点は検討が完全ではありませんので、水質②につきましても、より上流部分に橋がなくても採水が可能か、そういう観点で再度検討させていただきたいと思います。

#### [石川委員]

水質②の部分の上流では橋は一本もないものですか。

#### [コンサル]

日本気象協会の成田です。地図で確認しますと、一本もありませんでした。

### [石川委員]

御検討いただければと思います。

### [伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

### [伊藤絹子委員]

26番の御回答について、もう少し質問したいのですが、よろしいでしょうか。

調査が春と夏だけということで、私の方から秋もやった方が良いのではないかという質問をしました。春と夏で十分分かるというような御回答なのですが、底生生物はそれで把握できるかと思いますが、魚類については、例えば春に生まれたものが秋になってようやく分かるような大きさになるというものもありますし、結構移動もあって、秋に移動してくる魚類も見られますので、秋の調査も入れていただいて、そこの自然環境なり生態系を深く理解していただくようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### [コンサル]

日本気象協会の山田と申します。よろしくお願いします。底生生物の調査としましては、春と夏で設定の方をさせて頂いております。また、魚類についても同様に設定させていただきました。今回の御意見を踏まえまして、川の状況の方を、この辺りかなり細めの川になっておりますので、そういった状況を踏まえながら、秋の調査の方も再度検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

### [伊藤絹子委員]

ありがとうございます。ぜひ御検討いただきたいと思います。

### [伊藤歩会長]

その他いかがでしょうか。

#### [永幡委員]

住民意見の方でもよろしいでしょうか。

#### [伊藤歩会長]

はい。お願いします。

#### 「永幡委員]

住民意見の 12 番、低周波の影響についてなのですが、これで住民の方が少なくとも一人はこれを 気にしている人がいるということがはっきりしていて、これに対する回答が、要約して読むと「指針 がないからやらない」というお答えなのですが、これは非常にまずい回答です。指針があるものというのは、世の中の多くの人が懸念として問題としているから、それについては十分な知見があって、だからこれに則ってやれば大丈夫ですよ、という指針なのですが、住民の人たちが、私たちはこれを 気にしているから調べてくださいと言っているのに対して、調べ方が特に決まっていないからやりませんというのは答えになっていません。これは何のために住民から意見を聞いているか、環境コミュ

ニケーションが必要だと、環境影響評価などのガイドラインに書き込まれているのかということを考えると、それは極めて問題で、住民の人たちが懸念しているのであれば、それに対していかに答えるかということを考える、その上で相手が納得いくようにお話しするのが、コミュニケーションのあり方なのではないでしょうか。

# [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。おっしゃる通りで、もちろんそういうことであり、この書き方が非常に不適切だったかと思います。いずれにしても、調査については進めてまいります。その手法について、確立されていないものについてどういう形でするのかは、今後検討していきたいと思います。

#### [永幡委員]

例えば気象協会さんなんか非常に数多くのところで、いろんな風力発電などのアセスで関わっていらっしゃるようですから、いろんなところの知見がもう既にあって、既に建っているところで具体的に何か問題が起きていないとか、例えばそういう情報を出すということだけでも随分違うと思います。少なくとも自分たちの周りで手に入れることができる情報に関して、実際に動いているものに対して、少なくとも認められるものはないということをきちんとデータを手配して、声をかけて聞くだけでも、それだけでも大分違いますよね。何もない状況で何が良いというのをいきなり言うのはなかなか難しいし、人間でさえよく分かっていないことに対して、鳥は自分で言ってくれませんし、影響が出ているかどうかなんて、簡単に言うことはできない。出るときに何ができるかということを考えて、最低限少なくともできるようなことをまず提案していく。それぐらいのことは考えていきましょう。

### [コンサル]

日本気象協会の成田です。御指摘の点、どのような対策をとっているか情報を収集しまして、極力 御意見に答えられるように努力させていただきたいと思います。

# [伊藤歩会長]

住民の方の意見を汲み取るような形で、御回答いただければと思います。 その他、平井委員よろしくお願いします。

# [平井委員]

31 番と 29 番、一連してお話しを伺いたいのですが、土地の所有者さんについて、結構大規模な地主さんがいらっしゃって、結構遠方にいらっしゃるというようなお話をお伺いしています。31 番で聞いている森林管理について、遠方の所有者さんなので、管理を誰かに委託している状態だと思われますが、その情報についてお伺いしてよろしいでしょうか。

#### [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。遠方の方もおられますが、大野に代理の方もおられて、我々と関係のありそうな地主の方の所を回っております。更には、そこの森林の伐採をしたり何十年とそこに携わった方と1年半くらい御相談をしていて、そういう方々にお聞きしながら、地元の方のこの森林を

どうにか生かしてほしい、という話を聞きながら進めておりますので、御懸念されているところについては、我々も慎重に対応をしております。

### [平井委員]

分かりました。ありがとうございます。

続けて 29 番に関わるところなのですが、管理をされている方の 1 人ですが、その方がマツタケの多く出る場所で、環境教育活動的なものをされていらっしゃるわけですけども、この 29 番についての御回答がちょっと分からなかったのですが、事業者さんがどこに建てるかというのは、事業者さんの意思ではないのですか。所有者さんの判断ではないですよね。

#### [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。違います。我々のとらえ方は、マツタケが出るらしいという場所については、これは今我々が言及することではないし、地元の地主の方とも話している中では、その話は出ていない。確かにアカマツがあるという話は承知していますけど、そういう話は出ておりません。

# [平井委員]

ですから、新しい情報として提示をしたわけですけれども。

#### [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。それ以前に今我々が計画のところで、この土地を使って欲しいというふうに言われている。確かに風車の場合、太陽光と違いましてポイントになるので、そういった点での話は現状出ておりません。ですから今、出ているという話についてはもう一度その方に確認したいと思います。

#### [平井委員]

すみません少し聞き取りにくくて、確認したいのですけれども、風車を建てる場所というのは、結局、地権者の人がここを使ってくれというものなのですか。

#### [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。もちろん、事業者が風車を立てたいという計画で進めておりますが、 その話の中で、ここにマツタケがあるから気を付けてほしいという話は出てきていなかったという話 です。

## [平井委員]

分かりました。その方に確認したいという旨、最後おっしゃっていたかと思いますので、ぜひ御検 討をお願いします。

### [伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。検討していただければと思います。

#### 「髙橋調査委員]

意見の6番、伊藤会長の質問とも一緒なのですけども、区域の南に自然環境保全区分のかなり上位のところに指定されているところがあり、一応事業範囲内に一番上のAのものもありますので、そこは配慮と言いますか、個人的意見としては避けた方が良いと思います。それに関連して意見22番、私の意見ですけど、これは書き間違いかなと思うのですが、調査範囲の南西ではなく南東ですね。方法書の215ページになりますけれど。南東側へ修正をお願いします。

#### [伊藤歩会長]

何番のところでしょうか。

#### 「髙橋調査委員]

意見22番です。猛禽類の調査地点について、調査範囲の南東側が手薄になっているので、可能であれば一点追加して欲しい。南西ではなく南東です。方法書215ページなのですが、観測地点ステーション2と7の間がないので、ここを追加して欲しいと思います。

先ほどの意見5、6番に戻るのですけれど、避けてほしいと言ったのですが、この事業者回答として、調査して保全に最大限努めますということでしたが、調査するためにはここに調査地点が必要かなと思いますので一点追加をお願いします。

### [伊藤歩会長]

南東側のステーション2と7の間というところですね。いかがでしょうか。

### [コンサル]

御指摘のステーション2と7の間、この調査地点については、これを受けて調整します。

# [伊藤歩会長]

保全区分のA、Bのところは私も質問させていただいておりました。ぜひ外していただきたいということかと思うのですが。

### 「コンサル】

日本気象協会の山田です。該当するところといたしましては、Aは設置予定範囲からは外れているかと思われます。該当する中では、Bが一番高いところになるかと思います。こちらについては、現地の方確認した上で、改変が最小限になるよう検討していくということを考えているところです。現状のところでは、メッシュのかかっている部分ですね。人為的環境であるということは確認しておりますので、重要種ですとか、猛禽類の飛来ですとかそういったところが関係してくるのかなというところでございます。そういった状況を踏まえまして、再度風車の設置範囲を限定していきたいと考えております。よろしくお願いします。

#### 「伊藤歩会長]

それではその他にいかがでしょうか。三宅委員お願いします。

# [三宅委員]

7番について、先ほど別のところで住民意見で要望を聞いてという話があったので少し発言したいのですけれども、なかなか住民の人がいざ聞かれても、話しにくいというのが実態だと思います。この景観のところですと、住民の意見を踏まえながらヒアリングして、支援を追加するという、そういう事実はそれで非常に嬉しいのですけれども、景観の話でいくと、生活景という言葉が 2000 年以降言われるようになったのですけれども、いわゆる特筆すべき景観ではない、ごく普通の目立たないところ、そこが住んでいる人にとって大切という話ですね。逆に言うと気づかないと思うのですよ、普通の人は。失って初めて気づく。そこから、その生活景の大切さが提唱さたのです。それを考えると、おそらく住民の人に聞くことは大事なことなのですけども、それで必ずポイントがピックアップできるとは限らないので、ここは慎重になるべく専門を含めて場所をいくつかサンプリングすることを期待したいなというのが、お願いになります。

あと、関連して最初に会長がお話された 27 番の話でいくと、夜間の話というのは分析が難しいと思います。都市ですと照度分析が可能なのですが、恐らく農村部だと照度分析は難しいのかなと思います。写真を撮って、その赤色灯の影響を分析するというのは、スペクトルで分析すれば何か分かるかもしれないのですが、多分うまく出ない可能性があるので、誤差かもしれないと言いますか、それぐらいの範囲になってくるような気がしますので、ここは慎重に方法を考えるしかないかなと思います。

#### [事業者]

ありがとうございます。今点滅のお話についても、確かに非常に難しいところだと思いますので、 これは慎重に検討していきます。

それから景観のお話で、場所を決めるにあたっても、今、やっていただきます気象協会さんがいろんなところで実績をお持ちなのですけれども、そこの意見だけではなくて、住民の方にヒアリングをして、一緒に見て、我々が想定したところではないところを、やはり先ほどお話あったように、生活されている中で一番見えるというようなところを、お話を聞きながら今回の調査をしていきますので、そういった点で貴重な御指導・御意見いただいたので、それを更に深めていきたいと思っております。ありがとうございます。

#### [三宅委員]

景観の視点場、あるいはそういった重要な景観資源を探すときに、我々は街歩きをよく行うのですが、住民の人だけでなく、外の人を含めてグループを作ってカメラを持ちながらテーマを設定してしっかり歩くというのは、非常に良い結果が出てきますので、そういったこともぜひ検討していただければと思います。

#### [伊藤歩会長]

ぜひ検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。 その他にいかがでしょうか。

### 「前田委員]

24番の意見に対して回答を頂いたのですが、それに再意見をしまして、これについて掲載が漏れてしまっているのですが、それについて事業者からの回答をお伺いしたいと思います。

### [伊藤歩会長]

事業者さんの方からお願いします。もし追加の資料もあるようでしたらそれもあわせて。

#### [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。昨日お話しを頂いたので追加の資料はありませんが、基本的には、いわゆる二営巣の調査ということを意識して、二営巣期間を調査していこうというふうに考えております。一年目の調査結果を見て云々ではなく、最初から二営巣期間を調査していこうということで進めていきたいと考えております。

# [前田委員]

心配なのは、二営巣と言われていますが、営巣期二つという意味かと思いますが、よく読んでいただきたいのですけども、非繁殖期の調査が重要だと、いわゆる営巣期でない、非繁殖期9から11月の調査を一期のみだけではなく、二期やってくださいというそういう指摘です。営巣期の話ではない。営巣期ももちろん二期やるのは当然です。非営巣期、非繁殖期の調査そこもいわゆる2年間丸々やってくださいということです。よろしいでしょうか。

### [事業者]

はい。その方向で検討しています。

#### [前田委員]

検討でなくてやっていただきたいのですけれども。今やるというふうには言えないのでしょうか。

# [事業者]

やってまいります。

#### [前田委員]

やるということで。

## [事業者]

はい。

#### [伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。ではやっていただくということでお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。

#### 「前田委員]

事前質問にないものですが、今回資料の 87 ページ、事業地域の中で風力発電機を配置した図が示されていますが、これは今の段階で大体こんな感じかというふうに、ある程度根拠を持ってこの地点が適しているという調査結果をもとに書かれたのか、どのようにして作られたか教えてください。

#### [伊藤歩会長]

こちらの資料は非公開でしょうか。

#### [事務局]

資料としては非公開ですが、議論の中では特に問題はないので、そのまま続けてください。

# [事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。地主さんとの関係もありますので、非公開ということになっているのですが、御指摘の点は、風力の事業性等いろいろと検討しております。そういった中で検討を進めた結果でこういった配置を考えております。

#### [前田委員]

そうしますと、ある程度根拠を持って、この場所という形で決めているわけですか。

## [事業者]

はい。

#### [前田委員]

先ほどのマツタケとも少し関係しますけど、大体風車250mぐらいの間隔を持って建てるのですが、 こちらは250mより広い。

#### [事業者]

もちろん。300m くらいです。

# [前田委員]

250m くらいで作るということは可能でしょうか。

#### [事業者]

250m でも検討はしております。

### 「前田委員]

試しに 250m 間隔で図を作ろうとすると、この地域だけで 14 機ですので、南側の 3 機を取って 11 機

にしても、南の3機、このあたりは空けられるのではないかと思います。先ほどの自然環境保全区域を含む場所を避けるということも可能なのかなと思いましたので、配置についても検討いただきたいと思います。

### 「事業者]

タカ・クリエイトの髙島です。貴重な御意見ありがとうございます。しかしながら単に 250m という話ではなく、結構標高差があったり地形の問題もあったりしますので、その辺も考慮しながら、最終的な配置については、この今の斜線の中で、環境影響評価の中で、最終的には準備書の段階で明記したいと考えていますが、今の段階で考えているのはこの配置です。

#### [伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしなければ非公開の部分で、ありましたらお願い したいと思うのですが、ございますか。それでは、これまで各委員から述べられた意見を審査会の意 見といたします。事務局はこれらの意見を踏まえ、本件方法書に関する知事意見の作成をお願いいた します。

以上で議事の(2)の審議を終了いたします。事業者の皆さん、御苦労さまでした。退席されて構いません。次の審議は14時15分から開始したいと思いますので、よろしくお願いします。

### (3) SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画 第2種事業の判定について

### [伊藤歩会長]

それでは審議を再開いたします。議事の(3)「SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画 第2種事業の判定」の審議に入ります。初めに事務局から説明をお願いします。

#### [事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

#### 「伊藤歩会長]

それでは審議に入りたいと思います。事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で改めてお気づきの点がございましたら、どなたからでも結構ですのでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

最初に私の方から再質問させていただきたいと思います。106 ページの水質の6番に該当する部分ですけれども、先日の現地調査の際にも質問させていただきましたが、工事中に地面を掘削する工事に入りますが、その時に例えば雨水があるといった場合にこの雨水の流出水には土砂が入った濁水が生じるということで、その濁水の量とSSの濃度がどのくらいになるかと、それが既存の沈砂池・調整地を経たり、プラスで沈砂池を設置された場合にどこまで低減できて、近くの川に合流するとどのくらいの濃度になるのか、そこを御質問させていただきました。それに対して、資料No.3-5「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」の抜粋を示していただいて、左側の黄色に囲ったあたりを見るようにということだと思いますけれども、現況と工事中で面積は変わらないと赤字で書かれているのですが、私の方で質問させていただいたのは、工事中に雨が降った時に濁水がどうなのかという質問に

なります。そこのところをどのように考えていらっしゃるのか改めてお聞きしたいと思います。

#### [コンサル]

現況は造成工事済みで裸地の状況でございます。工事中も工事の対象となる範囲は現況と同じく裸地、工事中も裸地のため、そこの部分の面積については変わらないので流出する水量は変わらないものと考えております。SSについて、表面の土と掘削した後の土では土の沈降特性が異なるのではないかと御指摘いただいております。そちらについては検討したのですけれども、概要書資料編の21ページにボーリングの結果が載っております。こちらを見ますと、現状の表層の土もそれから下の方についてもですけれども、何種類か地層が存在しているという状況になっておりまして、全ての土について沈降特性を抑えられていないということと土質の分布の面積割合を算出するのが少し難しいということで、表層の土と変わらない想定で検討した結果として御回答させていただきました。

# [伊藤歩会長]

予測をする必要はないという判断されたということでしょうか。

### 「コンサル】

詳細な面積割合を出して土の沈降特性をそれぞれに設定して算出するところまでは難しいと考えております。工事の進捗に応じてもその範囲は変わってきますので、なかなか定量的に示すというところまでは至らなかったというところでございます。

### [伊藤歩会長]

それとマニュアルのところで、現況と工事中で面積が変わらないからやらなくて良いと解釈されているように思われたのですけれども、その点はいかがですか。本来はやっておくべきことだったのではないかと私は思うのですけれども。

#### [コンサル]

他事例なども参考にいたしまして、表層の土を対象として考えておりました。それでいきますと、 土の沈降特性も現状・工事中とも変わらない。また、面積についても開発区域・非開発地域、裸地の 部分とそれ以外の植栽地の割合などですね。それも現況・工事中で変わらない。それ以外の係数につ いても条件が全て一緒ということですので、計算しても結果としては同じになるかなというところで 計算は行いませんでした。

#### 「伊藤歩会長]

土を掘削して土の粒子が出てきますよね。今、裸地状態で固められていて雨が降っても土砂はほとんど出てこないですよね。ですけれど、掘削した場合には土砂が出てきてその粒子を含んだ雨水の流出水が出てくるわけですよね。そうではないのですか。そこは全く同じなのですか。今の状況の排水と掘削して土壌がむき出しになったところに雨が降って出てくる濁水は同じだとお考えですか。そこが私はすごく引っかかるところなのですけれども。

# 「コンサル】

御指摘の点はごもっともかなとも考えているのですけれども、他事例のアセス、造成工事などで検 討している事例などを見ましても、掘削をすることで土の特性が変わる、特性と言いますか。

### 「伊藤歩会長]

土の特性の話ではなく、流出水の中のSS濃度が全然違うのではないかということを指摘しているのですけれども。

#### [コンサル]

掘削工事中に流出しやすさが変わるような検討をされている事例がありませんでした。

#### 「伊藤歩会長]

このマニュアルには、濁水発生の算定とか流出係数の設定とか最終的にSSの算定というのをフローチャートで示されているわけですよね。

#### 「コンサル】

はい。

#### 「伊藤歩会長]

それをなぜやろうとされないのかが、私には理解できなかったのですけれども。濁水の水質は全く違いますよね。今の状況での雨水の流出するSSの濃度と工事をして土がむき出しになった所に雨が降って出てくる排水では全然SSの濃度は違うと思うのですが。

#### [コンサル]

流出しやすさにつきましては、こちらの資料の131ページと書かれたページのところに流出係数の 設定というのがございまして、こちらでいきますと裸地は流出係数が0.5という扱いになります。

# [伊藤歩会長]

それは流出量ですよね。流量に掛けるわけですよね。ではなくて、SS濃度が全然違うのではないかという話をしているのですが。降ってきた雨のうち5割が浸透しないで流出してくるという意味の流出係数ですよね。ある面積のところに高強度で降った雨のうち何割が浸透せずに流出してくるかという割合を示したのはこの流出係数ですよね。

#### [コンサル]

はい。濁水発生量の算出に用いているのがこちらの数値です。

#### [伊藤歩会長]

その量が変わらないとしても、掘削している場合としていない場合とでは出てくる濁水のSS濃度は全く違うと思うのですけれども、例えば掘削している時には泥水みたいなものが出てくるわけです。

それを同じと考えて良いのですか。

#### 「コンサル」

いいえ。それは土の沈降特性によって変わってくる部分だと考えております。

### 「伊藤歩会長]

沈降特性は沈砂池とかを設ける場合にどのぐらいの割合が沈降できるかというのに使われるのではないですか。水面積負荷率を出す場合に沈降速度を利用してどのぐらいの割合は除去できるというのを求めるために使われるのだと思うのですけれども。一般的には、例えば雨が降って土壌から出てくるその物はSSが3000mg/Lとかあるいは1000mg/Lと設定して、その泥水が沈砂池を設けたときにどのくらい除去できるかという時にその沈降係数の値が必要になってくると思うのですけれど。ですから、SSの濃度が全くその今の状態で出てくる雨水の流出水のSS濃度と、掘削をして土がむき出しになって雨が降ったらどんどん土の成分が流れてくるような状態では全然違うと思います。それを同じだと考えて本当によいのでしょうか。

### 「コンサル】

そのあたりに関しまして、算出の仕方があれば教えていただきたいのですが。

#### 「伊藤歩会長]

それはアセスマニュアルにどのくらいのSS濃度に設定すればよいか書いていませんか。

### [コンサル]

造成工事のマニュアルですので、一般的な造成工事において流出するSS量として設定していくかと。

#### [伊藤歩会長]

私もこのマニュアルは詳しくはわかりませんけれども、例えば 135 ページのところには濁水中のSS濃度の調査例とあって、例えばゴルフ場とか宅地の場合には 2000 mg/L、普通の河川ですと 10 mg/L いかない程度ですよね。今の裸地のところでもおそらく雨が降ってもSS濃度はそんなに何千とは変わらないと思うのですけども、そういう濁水が出る場合に 2000 mg/L ぐらいに設定して、それがどのぐらいの沈砂池を設けることで減るのかというのを予測計算しなくてよいのでしょうか。その時にどのくらいの沈砂池だと良いのかというのはその沈降係数の沈降速度から予測していくことになるのだと思うのですが。

#### 「コンサル】

今、御指摘いただいた 135 ページの表の読み取りに関しましては、現況につきましては造成工事を したところまでの状況ですので、発生量として変わらない設定を考えておりました。

#### 「伊藤歩会長]

その設定でよいのでしょうか。例えば、地盤で締め固められたところに降った雨から流出する水と 土がむき出しになって掘削されて流出してくる水のSS濃度は違うと思いませんか。

#### 「コンサル】

こちらのページに載せている数値以外で設定方法が見つからなかったため、現況も工事中も同じ設定で考えておりました。もし造成工事が終わった状況と掘削工事をしている状況で設定すべき数値に差があるのであれば、そういった数値があれば計算は可能かなと考えております。

#### [伊藤歩会長]

それはそちらで御検討されることなのではないかと私は思いますが、違いますか。

#### [コンサル]

改めて再度調べるようにいたします。

# [伊藤歩会長]

おそらく今日この場でというのも無理があると分かって質問しているのですけれど、その認識が私と食い違っているところが気になっていまして。ですから、工事中に出てくる濁水のSS濃度というのは今の状態での雨水の濃度とはやはり違うのではないかと思うんですよね。だからそれをきちんと認識した上で、どのくらい新たに沈砂池を設けるとどのくらいSSが取れて周辺の河川に影響を及ぼさなくなるという、そういう予測をやはりしていただきたいし、そういう考えで進めていただければと思います。そのあたり、コンサルさんだけではなくて事業者さんの認識としてどうなのかなと思ってお伺いしたいのですけれども、いかがですか。

#### [事業者]

SMCです。御指摘いただいた内容については、確かに掘削した土と裸地の表層の土質が全く同じとは考えにくいと思っています。工事中の濁水等による河川への影響は確実に避けなければいけないというのは、事業者側としてもその責任があると思っておりますので、御指摘いただいた点については再度検討させていただき、数字で示して欲しいということで、出来る限りですね、土質も地盤調査である程度の質が分かっていますので、その土の時にどういう結果になるかということまではなんとかできる、私も専門家ではないので何とも言えないのですが、その辺について最後御指摘いただいた内容をもとに検討をしたいと思っております。

#### 「伊藤歩会長]

分かりました。掘削するわけですから今の状態が違ってくると思いますので、その辺を考慮して最終的には問題がないようにしていただき、安心できるようにということになりますので、ぜひ検討いただければと思います。

その他にいかがでしょうか。前田委員お願いします。

### 「前田委員]

事前質問の17番におきまして、夜間照明について質問がされています。回答の中に「樹木を照らす 照明以外は下向き照射をし」とありますが、樹木をあえて照らす照明を設ける必要があるのかという ことについて御説明いただけないでしょうか。

# 「伊藤会長]

事業者さんお願いします。

### [コンサル]

大成建設の設計の横溝と申します。よろしくお願いします。今回、我々が現地調査をした時に、現状はかなり照明もなく暗い状況でした。その状況をできるだけ変えないようにというのが設計時の思想でして、樹木をそれこそ派手に照らすというわけではなく、まずはSMCさんの駐車場が今回南側供用棟の1階に設けていまして、雪も降りますので、駐車場というところで安全性、木が見えないと当然樹木にぶつかったりとか危ないことがありますので、最低限安全性を確保した照明ということで木の方の照明を考えているところでありますので、できるだけ照度としては抑えた計画にしております。

# [前田委員]

分かりました。美観とか装飾とかそういう意味ではないのですね。

### [コンサル]

そうですね。基本的にはまずは安全性を第一ということで考えています。

#### [前田委員]

安全は大事ですけど、木を上向きのライトで照らさなくても、例えば角の所にランプを付けるとかそういったもので代替できれば、なるべく照射が必要ないような工夫をしていただければと思います。あと、既存の緑地が 2-27 で濃い緑で書いてあるのですけれど、既存の緑地の一部が既に樹林であると記述があるのですが、一部というのはどのくらいなのでしょうか。大雑把でよいので教えてください。

# [コンサル]

大成建設の平賀と申します。既存の緑地というのはどこの記載を指していますでしょうか。

#### [前田委員]

2-27 ページに緑化計画について記述されておりまして「なお、対象事業実施区域内にはすでに緑地が存在し、その一部は樹林地となっている」とありますので、その一部というのはどのくらいの割合なのか教えてください。

### [コンサル]

樹林地になりますが、パースで見ていただくと西側、左側となります。こちらについては、既存の

カラマツの樹林地となっておりまして、そういったものが計画としては残っている状況になります。

### 「前田委員]

面積の割合としてはどのくらいでしょうか。

### 「コンサル】

資料としましては、既存緑地としてまとめて整理してしまっているので、ただ、開発許可時にそれ ぞれ面積は出ておりますので、そちらで後日説明することは可能かと思います。

#### [前田委員]

大雑把にでも分からなければ良いですけれども。既存の緑地で樹林地でない部分は現状ではどのようなところですか。

# [コンサル]

基本的には、造成森林ということで外周部については苗木が入っております。その他のところにつきましては、樹林地になっていたり重要種が発見されたところにつきましては草地のままの状況になっています。

# [前田委員]

苗木というのは、緑化を開始しているということですか。

### [コンサル]

そうです。

# [前田委員]

事業よりも先に緑化をやられていると。

#### 「コンサル】

はい。開発許可時に外周部を緑化することとありまして、それについて岩手県土地開発公社さんが 造成時に別事業としてやられています。

#### 「前田委員]

これを読むと計画として今後緑化を考慮していくと読めましたので、既にもしやられているのであれば既にやっている状況を書いていただく方が良いと思いますので、できればそのようにしていただきたかったと思います。

### [コンサル]

その後の文章になっておりますけれど「現在の緑地は供用後も緑地として残る計画である」として、

そういった形で指し示していたつもりでございました。

### 「前田委員]

それは分かりますが、現在樹林のところは残すのだろうなと思いましたけれど、樹林で無い部分があって、そこはその前に書いてあるように樹木の緑化を基本として創出するということでしたので、これからそこに地域の植生に配慮した樹種を選定して植えていくと思っていたのですが、既にそれは植樹してしまっているということでよろしいですか。

#### [コンサル]

今御回答しましたコナラの植樹などを含めて、全て造成工事の時に別事業で既存緑地の整備は行っております。ですので、別事業で整備済みの内容となっております。

# [前田委員]

分かりました。そうすると書き方が違うのかなと。この事業でない緑化整備がこの事業のもののように誤解されてしまいますので。この事業の緑化ではないですよね。

### [コンサル]

はい。2-27のなお書き以降の内容は別事業での話になっております。

# [前田委員]

そのようには読めなかったので書き方が問題かなと。

#### [コンサル]

申し訳ありません。

#### [前田委員]

できればこの事業での緑化はこういう計画で今後やっていきますというところが知りたいのですけれども。

# [伊藤歩会長]

少しよろしいですか。追加で樹木等、緑化はされるのですよね。それがどのぐらいの規模でどういうところに配置されるかというのをおそらくお知りになりたいのではないかと思うのですが。

#### [コンサル]

どれぐらいの緑量になるかというところにつきましては、今後、計画を進めるにあたって配置する際に最大限取り組んでいきたいと思います。

### 「伊藤歩会長]

それが大体どのくらいあるかというところを基本情報として把握できればということだと思うの

ですが。

#### [コンサル]

基本的には緑化率というのは足りておりますので、新規の緑地を設けなくてもあくまで緑化率としては足りているのですけれども、それよりも緑化しなければならないところではございますが、具体的に緑化率をどこまで目指そうというところについては、今後、計画を進めていく中でなるべく緑量を増やしていこうという計画で進めております。現時点で具体的に緑化率何%になりますというところまでは今後検討させていただければと思います。

### [伊藤歩会長]

はい。よろしいですか。2-27 の該当するところの下にイメージ図があって、手前側のところにもともと無い樹木とかが配置されているように見えますよね。ですからそれがどのぐらいの割合を占めるのかとか、やはり気になるところなのかなと思っておそらく質問されたのではないかと思うのですが、それは今後検討するということですかね。ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは非公開、あるいは希少種のところで御質問等ありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

それでは無いようですので、アセス手続を行う必要があるかどうかについて、資料No.3-2 の第2種 事業の判定の基準に照らして、審査会としての結論を出す必要がありますが、結論を出す前に委員と 事務局のみで審議を行いたいと思います。事業者の方は一旦室外で待機をお願いいたします。傍聴人 の方はもしいらっしゃればそのまま残っていただいて構いません。

(事務局が事業者を室外に誘導しました。)

#### [伊藤歩会長]

それでは、委員の皆様からアセス手続の要・不要についての御意見やアセス不要であっても、環境保全の見地から配慮すべき事項として、付帯的な御意見がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。まずは、アセスは不要ということでよろしいでしょうか。付帯意見についてなのですが、やはり、工事をしてむき出しになった場合には、雨が降れば濁水が出てくると思います。今の状況とは異なる濁水が出るのかなと思いますので、その辺りをきちんと予測評価をして対策をしていただくということを付帯的な意見として付けたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。りモートの皆様ももし御異論・御意見ありましたら挙手ボタンを押していただければと思います。よろしいでしょうか。それではその他に付帯的な御意見があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。それではアセス不要で付帯意見として水質関係のことを付けて、事務局の方で通知する案を作成していただくということでよろしいでしょうか。

### 「永幡委員]

1点だけ良いですか。

### 「伊藤歩会長]

はい。お願いします。

#### 「永幡委員]

今日の話自体はこれでよいのですけれども、今日いただいた資料No.3-2 のところで、規則5の5条第4号のところで、騒音規制法・振動規制法両方とも要請限度のことを書いていると思うのですけれども、今どき要請限度を超えるようなところはそんなにないと思うんですね。むしろ、環境基準をどうやって守るかという話の方に世の中は推移しているのではないかと考えているので、今すぐにとは言わないですけども、要請限度でなくて環境基準がぎりぎりのところあたりに関してはきちんとアセスを考えた方が良いとするように変えることを考えていただきたいなと思います。お願いです。

# [伊藤歩会長]

この案件ではないということですよね。

# 「永幡委員]

はい。ただ、こういうのはあった時に言っておかないと、次にそういう案件が出てきた時に対応が できないと思いますので。

# [伊藤歩会長]

では、事務局の方で検討いただければと思います。

それでは審査会としての意見がまとまったということで、また事業者様をお呼びしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。それではお願いします。

(事務局が事業者を室内に誘導しました。)

#### 「伊藤歩会長]

それでは審査会の意見をお伝えしたいと思います。判定基準に照らして審議した結果、当該事業の実施により環境影響の程度が著しいものとなる恐れがないことから、審査会としては環境影響評価の手続は不要と考えます。ただし、特に工事中の掘削時等の場合に雨水があった時に出てくる濁水に対して、どの程度のものになるのかとか、それから濁水の濁りを取るための沈砂池をどのぐらい配置すればよいのかとか、あるいはそれに対して配置した結果、既存の沈砂池・調整地も含めてですけれども、どの程度のSS濃度のものが河川に流出していくのか、それに対してその予測した結果、河川に対して悪影響を及ぼさないということを確認していただくようにしていただければと思います。

それでは、事務局におきましては、この意見を踏まえまして事業者及び遠野市に対して書面により 正式に判定結果と付帯意見をお伝えいただければと思います。よろしくお願いします。

それでは以上で議事の(3)の審議を終了とさせていただきます。事業者の皆さん御苦労さまでした。退出していただいて結構です。なお、引き続き非公開事項に該当する審議がございますので、一旦会議を非公開といたします。傍聴者の方がいらっしゃれば会場の外に誘導してください。

### (4)「大船渡工場次期原料山開発事業」における開発工事可能範囲の調整について

#### 「伊藤歩会長]

それでは引き続き、議事の(4)「大船渡工場次期原料山開発事業における開発工事可能範囲の調整について」の審議に入りたいと思います。初めに事務局の方から説明をお願いします。

(引き続き非公開部分の審議を行いました。)

### [伊藤歩会長]

以上で、進行させていただく案件は終了ということになります。進行は事務局にお返しいたします。

#### 5 その他

#### [事務局]

議事進行ありがとうございました。続いて、3のその他ですが、事務局から御報告いたします。

# [事務局]

(資料5-1により、住田遠野ウィンドファーム現地調査の実施結果について説明しました。)

### [事務局]

何か御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

この調査自体が事後調査で、法アセスの対象なので、基本的には県がそこまでの権限がないところでの取り組みだったんですけれども、御承知のように、非常に課題があった事業だったということで、一度トライアルでやってみようということで実施しました。幸い事業者の協力が得られましたので、実施できましたが、そもそもどういう現地調査をするのか、具体的な内容すら把握できないというのが、そもそも現状の法アセス対象事業の現地調査の位置付けの曖昧さがありまして、そこら辺を改めて再認識したところではございます。よろしければ、次に進みたいと思います。

#### [事務局]

それでは資料 5-2 によりご説明します。これは、環境省が今年の3月に出した報告書であり、非常に重要な問題が指摘されています。今年2回ほど開催された検討会ですが、検討会の資料は公表されていません。しかしながら、今後、風力発電の法アセス制度が大きく変わる可能性があります。そこで、公表されているのは厚い報告書のみということもあり、当課の責任でレジュメを作り報告させていただくものです。

2ページ、はじめに新制度のポイントですが、1から3がひとまとめとなっており、一言でいうと 風力発電の規模要件を撤廃しようというものです。今、第1種事業が5万kW以上、第2種事業が3.75万kw以上ですが、これを取り止めて、一定規模以上は全て法アセスの対象にしようということです。 その上で、あらかじめ最初に事業影響予測書を事業者が作り、その結果をもとに、国のほうで振り分けるという全く新しい考え方を出しています。1つは、立地選定を再検討すべき案件。もう1つは通常のアセスを進めていく案件、最後が以降のアセスを不要とする案件です。あわせて、4のところで

は、評価書段階で風車の規模が変わるなど準備書から事業内容が大きく変更された場合に、現状は経産大臣が命令をかけて 30 日以内に補正する規定はありますが、一般へ公表するプロセスがないことが問題とされて、そこを透明性のある仕組みをしようというもの。 5 については事後調査の充実をはかろう、 6 についてはアセス図書をこの際、国が公表しようというように、これまで懸案とされてきた事項へ対応しようとするものです。

次に、本報告書の内容が現状の岩手県の事例に即してどう関わるのかということをいくつか数字で 説明します。最初は、「72%から 85%」という数値です。これは、ある事業の事業区域に占める保安 林の面積の割合の変化を示したものです。左が配慮書の数値、右が方法書の数値ということで、本来、 手続が進むにつれて環境影響が軽減されるべきところ、ある事業では逆に増えているという事象が生 じています。なぜこれが起きているかというと、厳しい立地特性のある事業であってもそうではない 事業であっても、配慮書から方法書に進むという手続が一律になっているというところに一つの問題 点があるということから、今回国の報告書では方法書に進む前に立地選定の再検討のプロセスを入れ ましょうということになっています。次は、「100%」という数字ですが、法アセスの第二種事業、比 較的規模が小さい事業で、判定を受けずに方法書に進もうとしている新規事業の数字です。これは、 保安林と自然環境保全地域で事業計画地のほぼ 100%となっているという事業で、事業規模が小さく ても、いわゆる保全エリアに事業計画がある場合は、何らかの環境影響が懸念されるということにな ります。県では3月に配慮書ガイドラインを作成しましたが、直接的には方法書には適用されないわ けですが、ガイドラインでは適地の選定に当たってしっかりと比較検討するということがあるわけで すが、そこの趣旨が残念ながら十分に生かされていない可能性があるのではないかということです。 そのため、規模が小さくても立地特性に応じた環境配慮を確保する制度的対応が必要ということは国 の報告書の指摘のとおりであります。次に「10.1%」という数値があります。これは、青森県、北海 道を中心に海ワシのバードストライクが発生した風車の割合で環境省が公表しているデータです。こ れだけ高い衝突が発生しているということですので、評価書で予測しても一定の不確実性が残るとい うことです。不確実性への対応としては事後調査があるわけですが、現在は、国への報告書の提出義 務がなく、事業者による公表のみとなっているところを、提出を義務化し、大臣意見を出そうという 報告書の方向性に重なります。次に、「11事業中9事業、126頁」という数値ですが、条例アセスの2 種判定の中で、例えば、事業地の周囲に自然公園とか鳥獣保護区とか住宅密集地がない事業で、そも そも判定要件の前提に該当しない事業も多く、これが9事業あります。事業概要書の記載内容にルー ルがないため、前例踏襲で、100 ページを超える分厚い概要書を事業者が作成しています。自主的に 着工前に環境配慮を行うことは当然ですが、判定のあり方として、これだけの負担を事業者に課して いる現状を少し整理する必要があるのではないかということから、立地特性や事業特性に応じた合理 的な調査を追求すべきではないかというところで、県の審査の仕方、運用面の工夫も検討が必要では ないかというところです。さらに、「36 分の2」という数字です。これは、県が関わった風力発電事 業で、縦覧期間の1か月が経過した後にもアセス図書を継続して公表している事業が2事業しかない というものです。これは取りも直さずアセス図書の継続的な公表が義務付けられていないということ であり、報告書では、国が図書を公表しようという方向に舵を切ろうとしており、これも岩手におい ても当てはまる課題ではないかと考えます。最後の数字は「0事業」です。これは、配慮書段階でい わゆる住民説明会を実施した事業ということですが、現在、努力義務となっていることからすれば、 これを初期段階で義務化するということは今後の流れとして必要なのかなということです。以上のと

おり、岩手の事例においても今回の報告書の目指す方向についての根っこの課題は共有されると考えます。

1. の検討会の背景ですが、今回の報告書の内容は、一昨年に風力の第1種事業の上限を5万 kW ま で引き上げたという経緯がある中で、まったく逆向きの検討になっているという感じがしますけれど も、①にある通り、規模が小さくても大きな環境影響が懸念される事業を振り分る、その上で簡素化 された手続にすることで、簡易かつ効果的な手続きを進めるというねらいでの検討会報告書となって います。2. の風力発電を取り巻く現状というところで、風力発電は1,800万kWの目標に対し、まだ 1,000 万 kW という中で、地域とのコミュニケーションや環境配慮が不十分な事例が増えています。生 物多様性に関する新たな取組目標も出ており、地域共生型の事業は支援するとともに。そうでないも のに対しては厳しく対応していくということです。個別法による立地規制や事業法による事業規律の 確保では十分でない部分があれば、環境アセス制度を適正な執行を果たすべきだという流れで出てき ていると承知しています。3.1ですが、アセスの大前提である「規模が大きいほど影響が大きい」が、 風力発電には必ずしも当てはまらないというところから議論がスタートしています。そのため、風力 発電の特殊性に応じて見直そうというものです。一方、現在、3.75 万 kW 未満は条例アセスの対象と なっていますが、電気事業法の免許に条例アセスの結果を反映させる仕組みになっていません。その ため、県知事意見や条例アセスをやっても、実効性の確保は難しいのではないか、というのはアセス 制度上、勧告・公表だけが抑止効果なのですが、特定目的会社ということで地元になじみがない事業 者が県外から来ていて、必ずしも公表制度が抑止効果となっていないのではないかという指摘もあり ます。そのため、法と条例の役割を整理するとなっていますが、要するに、条例アセスの対象を極限 まで小さくして、全て法アセスで見ていこうということなのだと思います。というのは、規模の引き 下げの具体的なラインはどこなのかというところで、委員の発言が紹介されており、例えば1万 kW ま で引き下げるべきではないかという指摘がありました。つまり、5万 kW に引き上げる前の状態に戻 すとすると、今の風車の規模ですと2基以上で1万 kW となってしまいますので、全て法アセスの対 象に事実上なってしまうということであります。また、3.4 では、我々としては心外なところがあり ますが、地方公共団体の審査で多様な評価項目の調査が求められ、アセス制度が長期化しているとの 指摘がなされています。知事意見と大臣勧告の組み合わせで手続が進んでいきますが、アセスに多大 な時間を要し、なかなか迅速に事業が進まないという指摘がある中で、今回の「振り分け」という方 向性ということになります。3.5 では、リプレースの事業については、現在、新規の事業と全く同じ 手順で進むこととなっていますが、仮に稼働期間に十分なデータを取得していればもう少し省略化で きるのではないかという観点の指摘です。3.6 では、当初予定していた時は小さな規模の風車で、そ の後により大型の風車に変更した時に、全く環境影響の前提条件が変わってしまう中で、現在、30日 の範囲でしか対応できないところを、公開プロセスを入れることにより対応できる仕組みが必要でな いかという指摘になっています。3.7 の事業調査については、通常の事業は免許等を行う者に報告書 を提出し、認可権を背景に国が意見を出せることになっていますが、発電事業については国への提出 義務自体がありません。これは電気事業法で認可を行う際に届出で工事計画を把握できるという観点 でそのように整理されたものですが、バードストライクは評価書段階では不確実性があまりに高いの で、評価書の内容をもとにした工事認可の確認では、担保できないのではないかという指摘があり、 事後調査結果を国に報告し、環境大臣意見を受けて大臣意見を述べ、追加的な環境保全措置について もきちんと求めることができるようにしたらよいのではないかという指摘です。ただここで触れられ

ていないのが、自治体の関与についてであり、その点は今後の課題ではないかと思っています。3.8の 累積影響についても、先行事業の図書の公開が行われていないので、交渉しても生データが受け取れ ないという背景があると言われています。これに対して、国において図書や報告書を集約、分析して、 一元的に公表することを検討するという新しい方向を打ち出しています。この点でいいますと、県も 行政文書として各種図書を収集していますので、それを活用して累積影響への対応ができるのではな いかということが言えると思います。こうした課題を受けて、4.にあるとおり、新制度の方向性が出 されていますが、一方で気になるところが、5.1 にあるとおり、法アセスの対象となった事業は、今 後は、アセスが不要と振り分けられた場合でも、条例アセスの対象としないことを明確化するという 記述があり、岩手県では対象としていませんが、それができなくなるとすると、現在対象としている 県からの反響が大きくなると思います。また、5.2 では、予測書の段階では住民説明会の実施や意見 募集を行うこととされており、現在、配慮書段階で説明会が義務付けられていないことへの新たな対 応と考えられます。5.3.2 では、振り分けの具体例としては、イヌワシの営巣地に近接している事業 や医療施設など要配慮施設に近接している事業はもう1回適地選定をやり直すとされています。しか しながら、この「イヌワシの営巣地への近接」という表現は非常に限定的な例が想定されているので はないかという点が懸念されます。この点は今後の具体的な改正の検討の動きの中で注目していく必 要があると思います。5.3.3では、立地選定の再検討の段階では住民説明会を行うとされていますが、 具体的な振り分けの基準等は今後の検討課題とされています。5.5 の事後調査については、経産大臣 への送付を義務付け、環境大臣の意見を受けて追加の環境保全措置を求めることができるようにする ということであります。さらに、事後調査の結果を国が集約して、効果的な事業調査の手法・知見の 充実を図るという記載があります。5.6 の累積影響については、環境アセスメント学会においてアセ ス図書の著作権についての提言が今年の3月に行われています。著作権には公表権をはじめ様々な権 利概念がありますが、そこをしっかり整理して公表可能なところは公表すべきではないかとの提言も 踏まえて、国において一元的な公表を検討するということであります。

以上の新制度については、6.1 のとおり、現時点でいくつかの課題があると考えています。まず、振り分けの基準が限定的になるおそれがあるのではないかという点です。「イヌワシの営巣地に近接」となりますと、実際には数キロもないのではないかとも考えられ、例えば10キロ圏内にある場合は、振り分けの①にはならないのではないかという懸念です。また、評価書段階の透明性確保については、自治体がしっかり関与できるのかどうかが不明です。さらに、事後報告書に対する知事意見の提出の機会については、報告書には記載されていないということがあります。加えて、法アセスの対象外となった事業を条例アセスの対象とすることができなくなくことの影響などがあります。これらの現時点で想定される課題については、国における今後の検討で注目すべきところで、今後情報収集していきたいと思います。

こうした国における新しい方向性が示されている中で、6.2 では、現時点で、県としてどのような課題があるのかについて項目ベースで整理しています。①の新制度の導入を踏まえた課題としては、条例アセスの対象事業についても同様の課題がある事業があるのではないかという点をきちんと点検すべきと考えています。例えば、規模に関わらず立地特性による影響が大きい事業種が条例対象事業にあるのであれば、検討が必要ではないかということです。また、評価書への自治体の関与については、現制度では知事意見を提出できないことになっており、ある事業では、準備書に対する知事意見への対応が極めて不十分なまま評価書が確定し、非常に対応に苦慮したケースがありました。法ア

セス対象であっても、評価書に対して自治体が関与できる仕組みが必要ではないかと考えます。事後調査についても、現在、事業者の御協力を得て現地視察を行っている状況ですが、これに対し自治体として調査を実施したり意見を出したりできる仕組みが必要なのではないかということです。また、アセス図書については、公開と利用の2点がありますが、公開については、県として公開するためにはどういう対応が必要か、利用については、例えば、非公開部分の情報をイヌワシの生息に関するデータベースの作成に活用できないか、活用するための諸条件は何か、現行ルールの中でできることがないかを整理する必要があると考えます。

一方、②の条例アセスの運用を通じて明らかになった課題の1つとして、工業団地における工場アセスのあり方があります。条例アセスでは、団地を造成する際にアセスを行うこととなっていますが、この造成アセスにおいては、土地造成だけではなく、そこで行われる工場の事業活動も想定して評価を行うこととなっています。そのため、一般的な工場ですと、造成アセスを実施済みの団地で行われる新築事業であれば、改めての工場としてのアセスは不要とされていますが、延床面積が広い工場については建築物としてアセス対象となっている現状があり、その辺りの整合性を整理する必要があると考えています。もう1点は実務上の課題ですが、第二種事業の要否判定において、判定基準のうち、特に地域要件について、重大な環境影響が明らかにない地域に立地される事業については、もう少し審査の過程を柔軟な対応ができるのではないかという課題認識であります。

以上の課題の中には、国における法アセスの見直しの検討状況に合わせて検討していかなければならないものもありますので、必要なものから、可能なものから、次回以降、具体的な課題の内容についてご説明し、議論していただきたいと考えています。

関連して、次の資料の5-3を説明します。東北弁護士会連合会がこのほど決議文を公表し、県知事あてにも届いています。アセス制度に関して地域との情報交流をしっかりとやっていくに当たって、今不足していることが何かという観点での決議文であります。1ページ目のアセス法に関しては、配慮書段階の意見聴取の義務化や改正前の規模要件への引き下げ、図書の公表などが指摘されており、先ほどの国の報告書でもこうした課題への対応がなされていると思われます。地方自治体に対しては、配慮書手続の導入について述べられており、具体的には154ページですけれども、条例において配慮書手続が導入されているのは東北では山形県のみであり、立地計画段階での配慮書手続が条例アセスでも必要ではないかという指摘です。風力発電について、県では3月にガイドラインを策定し、計画段階での配慮書手続の充実を図っているところですが、今後、報告書のとおりに仮に改正前の要件である1万kW以上が法アセスの対象になると、この部分については県として対応するところがなくなってしまうわけですが、配慮書手続という形式に関わらず計画段階での影響評価は非常に重要ですので、研究の方向性としてあるのではないかと考えています。以上、最近の政策動向についてご紹介いたしました。

それでは、何か御質問等ございましたらお願いします。前田委員お願いします。

#### [前田委員]

資料 5-2 のスライドの3枚目に「新制度の枠組みのイメージ」というのがありまして、新しい事業 影響予測書というのが書いてあります。これで、例えば著しい環境影響のおそれありとなりますと、 立地選定の再検討、また、そこから矢印が従来の予測・評価の方に進んでいきます。つまり、再検討 とされても、検討しました、その結果影響は低減できると思いますと言って、結局は、その立地で進 んでいってしまうというようなことが考えられるんじゃないですか。つまり、この矢印が元に戻る、いわゆる予測書の作成に戻る、そういう矢印がない限り、このラインに乗ったら、結局事業はできてしまうというように思えるのですが、その辺りはどうなのでしょうか

### [事務局]

これはその通り心配されるところです。ただ報告書の中ではそこまではっきり書いてないんですけれども、おそらく、真ん中の②のところは、通常のアセスメント、これまで通りのアセスメントという記述がある中で、そうではなくて、立地検討上非常に重要な場所については、再検討のプロセスを入れると言っていますから、希望的観測ですけれども、全く違うところに新しい事業区域を設定することを条件に、次の予測検討に進むというような趣旨であるべきだろうし、そうでないんだったらこれはきちんと意見を言っていくべきところだと思います。御指摘のような御懸念は十分あり得ると思いますので、そこは注目していくべきところかなと思います。

他にいかがでしょうか。永幡委員お願いします。

# [永幡委員]

同じスライドのところですが、これは方法書はなくなってしまうという理解でいいのでしょうか。 結局もう決まったことだけを調査してくださいという話になってしまうという理解でいいですか。

#### [事務局]

そうです。

#### [永幡委員]

それはまずい気がしていて、地域特性とかに合わせて、より重点的に見なければいけないものと、 逆にあまり見なくてよさそうなものっていうのを、きちんと検討するのが方法書ですよね。なので、 やはりそこに関しては、もし機会があれば、きちんと自治体から声をあげていくのがいいのではない かなと思いました。

#### [事務局]

ありがとうございます。スコーピングを効率化・合理化するという記述のもとに、方法書手続というものがなくなっています。その代替になるのが予測書の作成ということなんですけれども、予測書の作成段階で、それがどういう地域にあるかの事業計画を見て、こういう地域だったらこういう報告でいいよねみたいなことで確定させてしまうと。そういうことで、準備書以降に迅速に進めるというような作りなので、そこは地域特性を踏まえた方法書の審査という観点から、少し問題があるかもしれないということで注目して見てまいります。

その他、石川委員お願いします。

#### [石川委員]

私も同じスライドになりますが、国の方がどうやって、①②③に分けるのか。誰がやるのかというところなんですけど、こういうような情報は全然出ていないですか。

#### 「事務局〕

出ていません。

#### 「石川委員]

ここは自治体というか、県とか市町村によって状況が違いますよね。岩手県は当然イヌワシがいるわけで、そういう地域特性を考えた振り分けにしていただかないといけないとなると、むしろ岩手県の方からイヌワシがいるとか、保安林とかを大切にしているということで、この区域に風車を建てられると著しい環境影響の恐れがありますというふうに情報提供することで、国の方に、岩手県の場合は、ここが①に指定されているというような形に持っていけると、国の方もスムーズに仕分けができて、こちらとしても大変助かるのかなと。そういう働きかけを県の方からできるのであれば、提案していただければと思います。

#### [事務局]

ありがとうございます。この制度の報告書の中でも、各委員からの主な発言という箇条書きがある んですが、非常に大きな見直しになってしまうので、地方への影響が大きいということで、十分にコ ミュニケーションを図るようにというのがございましたので、今後そういった機会を捉えてやってい きたいと思います。

あと齊藤委員から手が挙がっていますので、お願いします。

### [齊藤委員]

私からの意見は、前田委員と石川委員から出た意見とほぼ一緒です。

まず一つ目が、前田委員がおっしゃった立地選定の再検討という段階に入ったときに、今度手続を進めるかどうかというのを決めるのは、国は関与しないという流れになってくるので、そうなると、これまで、例えば今日の議論でもあったと思うんですけど、相当揉める事案があったりとか、今後また出てくる可能性が高いのかなと懸念されます。ですので、やはり立地選定の再検討というのが行われた場合、もう一度リピートして予測書作成で国がどう判断するのかという手法をとにかくグループでまわしてからじゃないとこの新しい制度がどうなのかなという懸念がありました。それが1点です。もう一つが、石川委員がおっしゃったところに関わるんですけども、要は国の関わりと、県あるいは市町村の関わり、さらには技術審査会がどのように関わってくるかというのは、この流れだと、どこから技術審査会が関わるのか、県はどこから関わるのか見えにくいというところが懸念されるのかなと思いました。

#### 「事務局]

ありがとうございます。2点目については一応予測書の時に自治体に意見照会をするということと、その後の準備書のところは通常通りの対応とあるんですけれども、石川委員がおっしゃったように、そもそも振り分けのところの基準をきちんと設けないと、なかなか意見でそれを覆すのは難しくなってしまいますので、その事前の制度設計のところ、振り分け基準なり、その辺りにきちんと地域特性がどこまで盛り込めるのか。共通的に盛り込めないところが、そもそも地域特性なので、それをどう

反映されるような仕組みになるのか、意見照会の位置付けも含めて、勘案するというような位置付け があるのかそうでないのかも含めてですね。今後、要注目のところだと思いますので、そこはしっか り対応していきたいと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。伊藤会長お願いします。

# [伊藤歩会長]

個別のことというよりは、全体的なところで、今まで出していただいた意見と同じような感じになるとは思うんですけども、地方自治体として国がこう変えるという段階で、どういうタイミングとか、どういう内容のことが提言できるのかというようなことと、それから県と地方自治体の中で、例えば条例みたいなのがどこまで可能なのかとか、いろんな課題があるんですけども、そういった課題に対してどういうふうに整理していくか、そのあたりの情報も今後示していただきたいなと思います。特に事後評価ですかね。ちょっと話題になりましたけども、そういったところも事後調査の必要性についてどう審議していくかとか、そういったところも含めてやっていただければと思います

### [事務局]

ありがとうございます。1点目の国への働きかけの機会とか、ブロック内での意見交換についても、いくつかのステップがありますので、その辺りについても随時共有させていただきたいと思います。それから県の対応として、この制度的な取り組み、条例も含めた制度的な対応についても、他県の状況などきっちり把握した上で、その辺も情報共有させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それではお時間もありますので、この件は終了させていただきます。最後にアセス手続の実施状況 について御報告させていただきます。

# [事務局]

(資料5-4により、環境影響評価手続の実施状況等について説明しました。)

#### 「事務局]

何か御質問等ございましたらお願いします。前田委員お願いします。

# [前田委員]

吉浜の太陽光ですけども、これニュースでたまたま見ていて、条例2種の判定を受けずにやっていくということを知ったんですけども、ニュースをたまたま見ていなかったら多分知らなかったかもしれないので、保全課の方から後ほどメールで送っていただくことはできないでしょうか。

#### [事務局]

はい、分かりました。大変失礼しました。21日に公表されて、マスコミ報道も2社ほどございましたので、経過も含めて後ほど共有させていただきます。

この事業は、もともとは概要書で2種判定で来ていたんですけれども、事業者としては、判定手続でクリアできる事業計画ということで進めていたんですが、県と協議する中で、しっかり調べないと

分からない部分があると。そのことをアセスのプロセスを通じて、住民の方にしっかり示していくことをしないと、事業を進められないというような考えが出てきて、事業者の方でこのような決断をしたというように聞いています。その件も含めまして、後ほど共有させていただきたいと思います。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。石川委員お願いします。

### [石川委員]

先ほどの話に戻ってしまうんですが、こういうアセス図書の公表についてなんですけども、縦覧については何か決まりがあるんですか。

### [事務局]

法律の中で、縦覧期間は 1 ヶ月と定められていて、そこで公表するということが書かれています。 それ以降やるなとは当然書いていないんですが。

### [石川委員]

2件は公表されているんですよね。それはどういうことですか。

# [事務局]

事業者が許諾した事業については、環境省がホームページにリンクして公表する制度がありまして、 国が働きかけて、いいですよと言った事業が2事業のみということになります。一つは企業局で、あ とは姫神ウインドパークになります。最近の事業者は、働きかけに対してほとんど応じないというよ うなことで、そういう現状だということです。

# 「石川委員]

働きかけは既に行っているんですね。私は働きかけたらいいのではないかなと思ったんですけど。 それでも駄目だということでしたら分かりました。ありがとうございます

# [事務局]

あとはよろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の審査会を終了いたします。長時間 ありがとうございました。